

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月1日

佐賀県人事委員会委員長 坂本 洋介

佐賀県人事委員会規則第3号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後			
別表（第1条、第2条関係）			別表（第1条、第2条関係）			
機関		職員	機関		職員	
略			略			
現地機関	首都圏事務所	所長	首都圏事務所	所長	<u>副所長</u>	
	消防学校	校長	消防学校	校長	<u>副校長</u>	
	防災航空センター	所長	防災航空センター	所長	<u>副所長</u>	
	自治修習所	所長	自治修習所	所長	<u>副所長</u> 総務課長	
	公文書館	館長	公文書館	館長	<u>副館長</u>	
	略			略		
	児童相談所	所長	児童相談所	所長	<u>副所長</u>	
	地域生活リハビリセンター	所長	地域生活リハビリセンター	所長	<u>副所長</u>	
	略			略		
	精神保健福祉センター	所長	精神保健福祉センター	所長	<u>副所長</u>	
	略			略		
	関西・中京事務所	所長	関西・中京事務所	所長	<u>副所長</u>	

改正前			改正後		
	略			略	
	高等水産講習所	所長		高等水産講習所	所長 副所長
	林業試験場	場長		林業試験場	場長 副場長
	略			略	
備考			備考		
<p>1 本庁の知事部局（出納局を含む。）、教育委員会事務局及び労働委員会事務局の項中に規定する「副課長」とは、<u>課長の職務を総括</u>補佐する副課長並びに知事部局の主管課において人事を担当する副課長、秘書課副課長、法務私学課において法制を担当する副課長、人事課副課長、財政課副課長、資産活用課副課長、教育総務課において人事又は給与を担当する副課長及び教職員課副課長をいう。</p> <p>2 本庁の知事部局（出納局を含む。）の項中に規定する「副センター長」とは、<u>センター長の職務を総括</u>補佐する副センター長をいう。</p> <p>3 現地機関の項中に規定する「副所長」、「副館長」、「副園長」、「副学院長」、「副校長」、「副場長」、「総務課長」、「企画経営課長」、「精度管理・企画情報課長」、「課長」、「総務企画課長」又は「専門技術部長」とは、それぞれ現地機関の長の職務を総括補佐する副所長、副館長、副園長、副学院長、副校長、副場長、総務課長、企画経営課長、精度管理・企画情報課長、課長、総務企画課長又は専門技術部長をいう。</p>			<p>1 本庁の知事部局（出納局を含む。）、教育委員会事務局及び労働委員会事務局の項中に規定する「副課長」とは、<u>人事、給与、服務等に関する事務について</u>課長を直接補佐する副課長並びに知事部局の主管課において人事を担当する副課長、秘書課副課長、法務私学課において法制を担当する副課長、人事課副課長、財政課副課長、資産活用課副課長、教育総務課において人事又は給与を担当する副課長及び教職員課副課長をいう。</p> <p>2 本庁の知事部局（出納局を含む。）の項中に規定する「副センター長」とは、<u>人事、給与、服務等に関する事務について</u>センター長を直接補佐する副センター長をいう。</p> <p>3 現地機関の項中に規定する「副所長」、「副館長」、「副園長」、「副学院長」、「副校長」、「副場長」、「総務課長」、「企画経営課長」、「精度管理・企画情報課長」、「課長」、「総務企画課長」又は「専門技術部長」とは、<u>人事、給与、服務等に関する事務について</u>それぞれ現地機関の長を直接補佐する副所長、副館長、副園長、副学院長、副校長、副場長、総務課長、企画経営課長、精度管理・企画情報課長、課長、総務企画課長又は専門技術部長をいう。</p>		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。